

平成 3 0 年

赤平市議会第3回定例会会議録（第2日）

9月13日（木曜日）午前10時00分 開 議
午前11時35分 散 会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 4 議案第332号 赤平市議会議員及び赤平市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第333号 赤平市税条例等の一部改正について
- 日程第 6 議案第334号 財産の取得について
- 日程第 7 議案第340号 平成29年度赤平市一般会計決算認定について
- 日程第 8 議案第341号 平成29年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第 9 議案第342号 平成29年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第10 議案第343号 平成29年度赤平市下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第11 議案第344号 平成29年度赤平市霊園特別会計決算認定について
- 日程第12 議案第345号 平成29年度赤平市用地取得特別会計決算認定について
- 日程第13 議案第346号 平成29年度赤平市介護サービス事業特別会計決

算認定について

- 日程第14 議案第347号 平成29年度赤平市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第15 議案第348号 平成29年度赤平市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第16 議案第349号 平成29年度赤平市病院事業会計決算認定について
- 日程第17 議案第350号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 報告第 33号 平成29年度赤平市一般会計継続費精算報告書の報告について
- 日程第19 報告第 34号 平成29年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について
- 日程第20 報告第 35号 平成29年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告について
- 日程第21 報告第 36号 専決処分の報告について
- 日程第22 報告第 37号 専決処分の報告について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 市政の報告（市長・教育長）

- 日程第 4 議案第 3 3 2 号 赤平市議会議員及び赤平市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 3 3 3 号 赤平市税条例等の一部改正について
- 日程第 6 議案第 3 3 4 号 財産の取得について
- 日程第 7 議案第 3 4 0 号 平成 2 9 年度赤平市一般会計決算認定について
- 日程第 8 議案第 3 4 1 号 平成 2 9 年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第 9 議案第 3 4 2 号 平成 2 9 年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第 1 0 議案第 3 4 3 号 平成 2 9 年度赤平市下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第 1 1 議案第 3 4 4 号 平成 2 9 年度赤平市霊園特別会計決算認定について
- 日程第 1 2 議案第 3 4 5 号 平成 2 9 年度赤平市用地取得特別会計決算認定について
- 日程第 1 3 議案第 3 4 6 号 平成 2 9 年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について
- 日程第 1 4 議案第 3 4 7 号 平成 2 9 年度赤平市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第 1 5 議案第 3 4 8 号 平成 2 9 年度赤平市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第 1 6 議案第 3 4 9 号 平成 2 9 年度赤平市病院事業会計決算認定について
- 日程第 1 7 議案第 3 5 0 号 教育委員会委員

の任命につき同意を求めることについて

- 日程第 1 8 報告第 3 3 号 平成 2 9 年度赤平市一般会計継続費精算報告書の報告について
- 日程第 1 9 報告第 3 4 号 平成 2 9 年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について
- 日程第 2 0 報告第 3 5 号 平成 2 9 年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告について
- 日程第 2 1 報告第 3 6 号 専決処分の報告について
- 日程第 2 2 報告第 3 7 号 専決処分の報告について

○出席議員 9名

- 1 番 木 村 恵 君
 2 番 五十嵐 美 知 君
 3 番 植 村 真 美 君
 4 番 竹 村 恵 一 君
 5 番 若 山 武 信 君
 6 番 向 井 義 擴 君
 7 番 伊 藤 新 一 君
 8 番 御家瀬 遵 君
 9 番 北 市 勲 君

○欠席議員 0名

○説 明 員

- 市 長 菊 島 好 孝 君
 教育委員会教育長 多 田 豊 君
 監 査 委 員 早 坂 忠 一 君
 選 挙 管 理 委 員 会 壽 崎 光 吉 君
 委 員 長
 農 業 委 員 会 会 長 中 村 英 昭 君
 副 市 長 伊 藤 嘉 悦 君
 総 務 課 長 熊 谷 敦 君

企 画 課 長	畠 山 涉 君
財 政 課 長	尾 堂 裕 之 君
税 務 課 長	田 村 裕 明 君
市 民 生 活 課 長	町 田 秀 一 君
社 会 福 祉 課 長	野 呂 道 洋 君
介 護 健 康 推 進 課 長	千 葉 睦 君
商 工 労 政 観 光 課 長	林 伸 樹 君
農 政 課 長	若 狹 正 君
建 設 課 長	高 橋 雅 明 君
上 下 水 道 課 長	杉 本 悌 志 君
会 計 管 理 者	蒲 原 英 二 君
あ か び ら 市 立 病 院	永 川 郁 郎 君
事 務 長	

教 育 学 校 教 育	大 橋 一 君
委 員 会 課 長	
” 社 会 教 育	伊 藤 寿 雄 君
” 課 長	

監 査 事 務 局 長	中 西 智 彦 君
-------------	-----------

選 挙 管 理 委 員 会	梶 哲 也 君
事 務 局 長	

農 業 委 員 会	若 狹 正 君
事 務 局 長	

○本会議事務従事者

議 会 事 務 局 長	井 波 雅 彦 君
” 総 務 議 事	安 原 敬 二 君
” 係 長	
” 総 務	野 呂 律 子 君
” 議 事 係	

(午前10時00分 開 議)

○議長(北市勲君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(北市勲君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、1番木村議員、5番若山議員を指名いたします。

○議長(北市勲君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(井波雅彦君) 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(北市勲君) 日程第3 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長(菊島好孝君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げる前に、このたび発生いたしました北海道胆振東部地震によりまして北海道全域に大きな被害、影響があったわけでございますが、この地震によりまして犠牲になられた方々、ご遺族様に対しまして心よりお悔やみを申し上げます。また、特に甚大な被害に遭われた地域の方々や今もなお避難生活を余儀なくされている方々、水道、電気、ガスなどライフラインに不便を強いられている方々に対しましても一日も早い復旧、復興を願い、心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、前定例会以降の市政の概要につきましてご報告をさせていただきます。初めに、台風21号並びに北海道胆振東部地震の被害状況、対応等について申し上げます。非常に強い台風21号は、速度を

速めながら北上し、強い勢力のまま北海道に接近、9月4日18時34分に赤平市に暴風警報が発表されました。台風21号への対応といたしまして、警報発表前に臨時庁議を行い、各課への注意喚起はもちろん、施設の確認、また今後想定される業務、体制について確認したところであります。幸い5日早朝には温帯低気圧に変わったこともありまして、本市における人的被害、住家被害についてはありませんでした。

また、台風の翌日であります9月6日早朝午前3時8分ごろ、胆振東部を震源とする最大震度7の北海道胆振東部地震が発生しまして、厚真町などがこの地震により甚大な被害を受けていることは報道等でご承知のことと思います。本市におきましても震度3の揺れを観測し、この地震による人的被害や住家被害はありませんでしたが、地震発生後の午前3時26分ごろ、北海道全域約295万戸が停電に見舞われました。本市の対応といたしましては、地震発生後職員が登庁し、情報収集を行い、各関係機関へ連絡、午前4時30分に赤平市災害対策連絡会議を開催し、今後の対応について協議をいたしました。数時間後には、停電が原因で断水になることが推測されることから、午前7時に赤平市災害対策本部を設置し、午前9時4分に北海道へ自衛隊の災害派遣要請を行ったところであります。その後、13時35分に市内の停電がほぼ解消したことにより断水の可能性がなくなり、一部停電の地域はあったものの、順次回復をしていたことから4時25分をもって赤平市災害対策本部を解散し、その後の対応に当たることといたしました。

なお、停電地域でありました住友、山手地区及び日の出市街の一部への対応といたしまして、逐次北海道電力には復旧の見込みを照会しておりましたが、復旧時期が未定であったことから住民の方と相談の上、住友、山手地区に9月7日午前中から18時30分まで充電所を開設、また同日13時、赤平市災害対策連絡会議を開催し、赤平市ふれあいホールを自主避難所として15時からの開設を決定いたしました。自主避難所の周知につきましては、停電地区全

てに自主避難所開設のチラシを個別に配付し、対応したところでございます。その後、22時45分ごろ、市内の電力が全て復旧し、市民生活への不安が解消され、そのため自主避難所につきましても翌日の8日午前8時に閉鎖したところであります。なお、自主避難所の利用実績といたしましては、充電のため訪れた方1名のみであり、避難者はおりませんでした。

地震発生から今日まで、本市において大きな被害は確認されておりませんが、停電により市立病院の一部外来診療の休止、市営住宅のうち受水槽設置団地の断水、幼稚園、小中学校の休園、休校、保養センター及び共同浴場の休業、電算システムが稼働できないことによる窓口業務の休止を余儀なくされたところであり、市民の皆様には大変ご不便をおかけしたところであります。また、市内企業においては建物等の損傷はなかったものの、生産活動や一部物流に支障があったと伺っております。今後につきましても全道的に電力供給が逼迫する中、赤平市といたしましても節電に努め、関係機関との情報共有を密にしまして地域住民の生活や安全確保に努めてまいります。

次に、地域振興対策の要望行動について申し上げます。空知地域は、農業従事者の高齢化に加え、農業の担い手不足などから農業地域の活力低下や農業生産構造の弱体化が進み、産炭地域では坑内掘り炭鉱が全て姿を消すなど地域経済基盤の脆弱化が著しく進行しております。このため、空知管内の首長で構成する空知地方総合開発期成会により空知管内全体の発展に向けた広域的、管内的重要課題等を集約し、地域経済と住民生活の自立を目指す提案や要望を取りまとめ、7月の5日に北海道知事、関係機関へ、7月25日、26日には各省庁並びに道内選出国会議員に対して要望活動を行ったところであります。

次に、地方交付税について申し上げます。平成30年度の普通交付税につきまして、総務省は7月25日に交付決定を行い、同日に閣議報告がされたところであり、道府県を除く全国市町村では、対前年

度比2.7%の減、道内市町村においては2.5%の減となっており、当市におきましては普通交付税決定総額としては0.9%の増、交付税の振りかえ措置である臨時財政対策債を含めると0.8%の増となったところであります。主な理由といたしましては、あかびら市立病院病棟建設における過疎対策事業債の元金償還開始によりまして普通交付税総額は増額となりました。今後におきましても地方自治体が担う住民の身近な行政サービスに応じた安定的な財源を確保するため、地方交付税のさらなる拡充について全国市長会等を通じて強く要請してまいります。

次に、あかびら火まつりについて申し上げます。ことしで47回目を迎えましたあかびら火まつりは、7月14日、15日の2日間、赤平市コミュニティ広場を会場に開催いたしました。7月14日は天候にも恵まれ、昨年リニューアルいたしました特設巨大ビアガーデンにつきましても店舗数をふやし、充実を図ったほか、キャラクターショーや歌謡ショー、パフォーマンスショーなど子供から大人まで楽しめる場づくりを行い、クライマックスの火文字点火では多数の来場者が見守る中、無事ズリ山に大きな火の文字をともすことができ、大いに盛り上がったところでございます。7月15日は、日中にあいにくの雨が降り、市民おどりにつきましては急遽総合体育館に場所を移し行ったところでありますが、夕方には何とか雨も上がり、全道オヤジバンドスペシャルライブでは会場が大いに盛り上がり、ビアガーデンや各出店などにもぎわいを見せたところであります。夜には、ことしも赤平市民花火大会を開催し、5,000発の花火を打ち上げ、市内外から多くのお客様にお越しいただき、大きな歓声と拍手に包まれました。入場者数につきましては、日曜日の雨の影響もあり、昨年を下回る結果となりましたけれども、2日間で約3万人の皆様にご来場いただきました。2日間にわたり市民の皆様はもちろん、市外からも参加、ご協力いただき、花火大会につきましては皆様からの多くの応援募金や企業協賛、また各種チャリティーの開催など、たくさんのご寄附をいただきましたこ

とに改めまして感謝を申し上げます。今後もより一層交流人口の拡大を図りながら、赤平の魅力の発信と市民の皆様喜んでいただける火まつりとなるよう内容の充実を図ってまいります。

次に、エルム高原祭り、赤平市民デーについて申し上げます。エルム高原リゾートのPRと流政之氏の彫刻の認知度を高めるとともに、市民への日ごろの感謝を込めてエルム高原祭りを家族旅行村で8月4日に開催いたしました。第4回目となりました今回も土曜日に開催し、エルム高原バルと題し、ワインとそれに合う料理を提供し、ジャズを聞きながらゆったりと1日を過ごしてもらうことをコンセプトに、また土曜日の夜にかけて開催したことによりリピーターのキャンパーも来場するなど年々来場者が増加しているところであります。また、大感謝抽せん会やSAKIYAMAスタンプラリーを実施したほか、今回は赤平トマトスープカレーのお披露目、チョークアートやレザークラフトの体験コーナー、夜にはイルミネーションを点灯する等、場づくりに努め、エルム高原ディスコナイトでは会場内が一気に盛り上がり、ラストには花火を打ち上げ、盛会裏に終了したところであります。家族で楽しめる内容で、送迎バスの運行もあり、多くの皆様にお越しいただき、また夏休み期間中ということでキャンプに来ていた家族連れの方々などにエルム高原リゾートの魅力や流政之氏の彫刻の認知度を高めることができ、約1,200人のご来場をいただいたところであります。今後も赤平振興公社とも連携を図りながら、魅力の発信に努めてまいります。

次に、黎明の像安全平和祈願祭について申し上げます。例年、赤平公園、黎明の像の前において開催しておりましたが、8月10日、雨模様のため、本年は赤平神社におきまして平和赤平市民会議主催により第46回黎明の像安全平和祈願祭が開催されたところであります。当日は、ご遺族など26人が参列され、炭鉱でとうとい命を失った人々や殉職者をしのび、ご冥福を祈り、平和と安全を誓ったところであります。

次に、戦没者追悼式について申し上げます。7月10日、市主催による戦没者追悼式を交流センターみらいにおいて開催し、市内在住の戦没者のご遺族やご来賓など関係者約50人が参加し、祖国のためにとうとい命をささげられた御霊に対しまして黙祷を行った後、しめやかに献花等がとり行われたところであります。

次に、社会を明るくする運動の啓蒙活動について申し上げます。7月14日、第47回あかびら火まつり会場において、第68回社会を明るくする運動として関係団体から約130人にご参加いただき、啓蒙活動を行ったところであります。また、7月28日には赤平パークゴルフ場において昨年を引き続き社会を明るくする運動パークゴルフ大会が開催され、約50名の参加者が啓発用横断幕やのぼりが並ぶ中、プレーをされたところであります。

次に、まちづくり講演会の開催について申し上げます。市民のまちづくりへの参加意識やまちづくりに必要な基礎知識を高めることを目的として、9月5日、交流センターみらいにおいてまちづくり講演会を開催し、台風の余韻を残す中、約80名の参加をいただいたところであります。今年度の講師には、NPO法人ソーシャルビジネス推進センター理事長であります相内俊一氏を講師にお招きし、「ひとの元気で赤平を「まるごと」元気に一「まる元」をてがかりに「まちづくり」を考える」と題して、ご自身が中心となって進めてこられ、本市の介護予防に貢献いただいておりますあかびら・地域まるごと元気アッププログラムやこれからの赤平市に必要な取り組みなどご講演していただいたところであります。講演会を通じまして、参加された市民の皆様、職員につきましてもこれからの赤平市の高齢者施策や子育て支援のヒントになったと感じているところであり、今後のまちづくりに期待を寄せるところであります。

次に、交通安全運動について申し上げます。7月11日から20日までの10日間にわたり、市民の皆様のご協力をいただきながら夏の交通安全運動を展開

し、運動期間中には早朝の街頭啓発を初め、延べ1,587人のご参加をいただき、効果的な運動を実施いたしました。本年7月末の北海道での交通事故死亡者は75名と昨年と同じでございますが、本市におきましては交通事故件数が8件、負傷者が11人と昨年に比べ若干増加している状況であります。なお、現在も継続しております本市の交通事故死ゼロであります。7月30日をもちまして1,700日を達成しており、今後におきましても交通事故死ゼロ2,000日を目標に交通安全の意識と啓発に努め、より一層創意と工夫により交通事故撲滅に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、工事の進捗状況につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げましたが、ご了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北市勲君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（多田豊君）〔登壇〕 それでは、前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、9月6日発生の北海道胆振東部地震に伴う災害における教育委員会の対応について申し上げます。学校等につきましては、校長会と協議を行った結果、停電の影響により通学路の安全及び校舎の照明が確保されないこと、また給食センターが稼働できず、子供たちに給食を提供することができないことなどの理由により市内全小中学校及び赤平幼稚園において9月6日を臨時休校、臨時休園といたしました。また、社会教育施設につきましても停電の影響により市民プール及び炭鉱遺産ガイダンス施設を一時的に休館とさせていただきますが、停電が解除された後には通常どおり開館いたしました。なお、学校及び社会教育施設の地震による施設の被害は発生しておりません。

続きまして、学校教育関係について申し上げます。最初に、赤平市立赤平中学校の新校舎の完成についてであります。7月27日、かつて各界に数多くの人

材を輩出した旧北海道立赤平高等学校の跡地に市民の皆様のお力添えをいただき、本年4月に統合した赤平中学校の新校舎が約3年半の歳月をかけて建設され、新しい赤平市のシンボルとして生まれ変わりました。8月20日、この学び舎で2学期がスタートしましたが、子供たちは諸先輩方の意思を受け継ぐとともに、木のぬくもりが至るところで感じられる開放感にあふれた新しい校舎で、これから赤平中学校の新たな歴史を刻んでまいります。

次に、赤平市立小学校統合についてであります。

7月31日をもって茂尻小学校、豊里小学校、赤間小学校の各PTAより3校統合に対する同意が得られました。今後におきましては、8月9日に発足した赤平市立小学校統合準備委員会において皆様からご意見をいただきながら、子供たちによりよい教育環境を提供することを最優先に考え、平成34年4月の統合を目指してまいります。

次に、文部科学省の全国学力・学習状況調査の結果についてであります。ことしで12回目となりますこの調査は、市内全小中学校の該当学年である小学校6年生と中学校3年生を対象とした悉皆調査であり、4月17日に全国一斉に実施され、その調査結果が7月31日に文科省より公表されました。本市の調査結果については、4月の調査終了後、直ちに各小中学校において自校採点を行い、その傾向を速やかに把握し、各小中学校とも学力向上への対応を行っております。今後市内の全児童生徒の学力の向上を目指した本市独自の組織である学力向上委員会により、赤平市学力向上プランの策定とそれを活用する中で子供たちの学力向上に向けた指導方法の改善の取り組みを進めてまいります。

さらに、赤平市の子供たちの学力の状況をより知っていただくために小学校2年生から中学校3年生まで、本市独自に実施している標準学力検査の結果につきましても公表してまいります。

また、北海道教育委員会が作成する全国学力・学習状況調査に関する北海道版結果報告書への市町村別結果の掲載についてであります。赤平市の学力向

上策では全国学力・学習状況調査のみならず、標準学力検査も実施しておりますので、この結果も経年的に把握、検証し、学校教育における指導に資する確かなよりどころとして活用するなど、赤平市の学力向上策は一定の前進が見られておりますことから、結果報告書に掲載することが可能であると判断し、8月28日に開催した第11回教育委員会において掲載に同意することで教育委員の理解が得られたところです。

次に、文部科学省による全国体力・運動能力、運動習慣等調査についてであります。本調査は、小学校5年生と中学校2年生を対象に悉皆調査として実施されるもので、ことしは1学期中に市内4校において実施されました。北海道においては、子供たちの体力の低下が叫ばれておりますが、本市では対象の学年以外の全ての児童生徒についても体力の向上とその傾向の把握が必要との観点から、同じ種目で行われる新体力テストを実施することとしております。既に1学期から開始しており、各校各学年で順次実施してまいりました。

次に、新年度から使用する中学校の特別の教科、道徳及び小学校の特別の教科、道徳を除く教科用図書の採択についてであります。平成31年度から使用するこの教科書については、空知管内において岩見沢市を除いた9市14町の合計23市町の教育委員会で構成する北海道第5採択地区としての協議会において選定作業を行ってまいりました。その結果、7月26日、協議会により教科用図書を決定いたしました。法律の規定により協議会を構成する各市町の教育委員会の議決が条件となることから、8月28日開催の第11回教育委員会において協議を行い、提案どおり教科用図書の決定を行ったところです。

次に、今年度の中体連各種大会の結果についてであります。北空知大会で勝ち進んだ赤平中学校のソフトテニス部が空知大会への出場権を獲得しました。空知大会では、男子団体戦で準優勝を果たし、男子個人戦でも1組のペアが準優勝を勝ち取りました結果、見事全道大会へ駒を進めました。なお、全

道大会では健闘をしたものの、入賞には至りませんでした。一連の中体連行事において子供たちが目標に向かって努力をする姿が大変感動的であり、精いっぱい活躍する中、中体連の全日程が無事に終了したところです。

次に、文化活動についてであります。第63回空知地区吹奏楽コンクールが8月4日、岩見沢市で開催され、吹奏楽部が出場し、銀賞を受賞いたしました。残念ながら全道大会出場という目標には届きませんでした。赤平中学校吹奏楽部の伝統を継承する立派な成績を残すことができました。また、吹奏楽部は各種地域行事に貢献しているところですが、8月26日開催の第14回赤平市赤い羽根共同募金チャリティーにおける迫力ある演奏には来場者から大きな拍手をいただいたところです。

次に、赤平中学校の学校祭についてであります。ことしの学校祭は、8月31日と9月1日の2日間の日程で行われました。統合初年度、新校舎での学校祭は「笑顔～最初で最高の時を～」をテーマに掲げ、生徒たちが仲間とともに協力し合い、生き生きと活動する姿に感動を覚えたところです。

次に、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の施策であります学生ボランティア授業及び公設塾の開設についてであります。昨年度より実施しております学生ボランティア授業につきましては、現在江別市内の大学から1名、そして札幌市内の大学から2名、計3名の大学生に登録をさせていただいており、各小学校における夏休み学習会に教職員の指導助手として学習活動の支援をしていただき、子供たちの学力向上と大学生のキャリアアップを推進したところです。今後におきましては、放課後学習会における学習支援や部活動における支援等幅広く活動していただくとともに、さらなる学生ボランティアの人材確保に努めてまいります。

また、本年度より実施の公設塾の開設につきましては、小学生を対象とした塾の名称を子ども塾とし、中学生を対象とした塾の名称を公設学習塾とし、小学生96名、中学生24名が登録の中、今月より開設い

たしました。9月5日には、交流センターみらいにおいて中学生の公設学習塾が、9月7日は茂尻児童館及び豊里児童センターにおいて小学生の子ども塾がスタートいたしました。いずれの会場におきましても子供たちが真剣なまなざしで机に向かう姿を見ることができ、学力の向上並びに学校以外での学習習慣の定着化につながるものと期待しているところです。

次に、外国語指導助手ALTについてであります。平成32年度から学習指導要領の改訂により小学校における外国語によるコミュニケーション能力を育成するため、小学校第3学年から外国語活動を実施し、第5学年からは教科として外国語科を指導することになっております。本市におきましても平成32年度の本格導入に向けた移行期間中ではありますが、2学期からALTを2名体制に増員し、中学校の英語教育とともに小中学校の学校現場の充実を図ったところ です。

次に、給食センターについてであります。7月23日に株式会社マツオ様より昨年に引き続き赤平市の学校給食に対し食材の提供を行うという趣旨から、特上ラムジンギスカン97キロを寄贈していただきました。給食だよりでお知らせの上、同日、全ての小中学校の学校給食において子供たちに食べていただいたところ です。

続きまして、社会教育関係について申し上げます。初めに、ふるさと少年教室につきましては6月16日の開講式に始まり、9月2日まで5回にわたり開催いたしました。体験学習や宿泊研修、施設見学などを市内外を会場として行い、参加した23名の小学生にとって友愛、協調、規律などを学ぶ機会となりました。

次に、青少年非行防止連絡会議を6月26日に開催し、夏休み期間中の校外生活の決まりの周知を図るとともに、各地区育成会及び学校の先生のご協力をいただき、火まつり会場及び赤平神社祭において子供たちを見守るため夜間の巡視、補導活動を実施いたしました。

次に、炭鉱遺産ガイド施設ですが、7月7日、8日に市民を対象としたプレオープン、14日に開館記念式典を開催し、正式オープンをいたしました。8月末現在、学校の授業、観光ツアーを初め、市内外、道外、外国より合計2,752名の方にご来場いただいております。

また、昨年延べ800人を超える方にお越しをいただいた札幌市立大学の教授及び学生によるアートプロジェクトは9月8日から10月8日までの土日及び祝日に開催いたします。

次に、東公民館関係について申し上げます。東公民館上期講座として、6月には手軽にできるリンパマッサージを開催し、さらに小学生を対象とした夏休みいろいろ探険隊を8月7日から3日間開催し、物づくり体験や料理づくり、旭川市科学館サイパルで見学体験事業を行い、延べ36名の小学生が参加し、学びとともに夏休みの思い出づくりとなりました。

次に、社会体育関係について申し上げます。7月1日に北翔大学との連携事業であります市民スマイルウォーキングを開催いたしました。当日は、悪天候のためウォーキングが中止となりましたが、高齢者を中心に31名の参加をいただき、総合体育館において学生とともにニュースポーツの体験、ゲームなどを行い、楽しみながら体力づくりを行っていただきました。市民プールにおいては、7月3日から6日までの4日間にわたり、一般向けの水泳教室を開催し、13名の参加がありました。また、7月30日から8月2日までの4日間にわたり、小学生を対象とした子供水泳教室を開催し、14名の参加がありました。7月22日には、虹ヶ丘球場において子供野球教室を開催し、小中学生57名が参加し、北海道日本ハムファイターズの元プロ野球選手2名の指導のもと、技術などを学びました。8月25日には、芦別市において実業団女子バレーボールチームのJTマーヴェラスによる中学生を対象としたバレーボール教室が開催され、赤平市からも赤平中学校の生徒が参加し、バレーボール技術などを学びました。

以上、教育行政の概要についてご報告させていた

いただきましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 日程第4 議案第332号赤平市議会議員及び赤平市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君）〔登壇〕 議案第332号赤平市議会議員及び赤平市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市議会議員及び赤平市長の選挙運動の公費負担につきましては、本条例で定めているところでございますが、地方公共団体の議会の議員選挙において候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のビラの頒布をすることができるなどを目的として公職選挙法の一部を改正する法律が平成29年6月21日に公布され、平成31年の統一地方選挙に合わせ平成31年3月1日に施行されますことから、所要の改正を行うものでございます。

以下、改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第1条につきましては、条例の趣旨について定めておりますが、選挙運動用ビラの作成の公費負担について必要な事項を新たに追加するものであります。選挙運動用ビラの作成の公費負担を行うに当たり、具体的なビラの作成枚数や金額、契約締結の届け出や支払い手続について定めるため第6条から第9条をそれぞれ3条ずつ繰り下げ、新たに第6条として選挙運動用ビラの作成の公費負担を、第7条として選挙運動用ビラの作成の契約締結の届け出を、第8条として選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続についてを加えるものであります。

第9条及び第11条につきましては、新たに条項を追加したことに伴い、字句を整理するものであります。

附則でございますが、附則第1項といたしまして、この条例は平成31年3月1日から施行するとして施行期日を定め、附則第2項は適用区分を規定したものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第332号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第5 議案第333号赤平市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君）〔登壇〕 議案第333号赤平市税条例等の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成30年度の地方税法の一部を改正する法律が公布され、平成30年4月1日より施行される部分につきましてはさきの議会におきましてご承認をいただいたところでございますが、今般これから施行日を迎える部分につきまして所要の改正を行うものでございます。

主な改正といたしましては、個人の市民税に係る非課税基準の見直し、市たばこ税の税率の引き上げ、加熱式たばこの課税方式に関する規定の整備、生産性向上特別措置法のもとに中小企業者が取得した機械設備等に係る固定資産税の軽減割合を定めることなどでございますが、条例の改正内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

まず、第1条関係による改正でございますが、1ページから12ページをご参照願います。第23条につきましては、市民税の納税義務者についての規定でございますが、第1項は法の改正により字句を整理

し、第3項は人格のない社団等について電子申告義務化を適用しないこととする規定を新たに設けるため字句を追加するものです。

第24条は、個人の市民税の非課税の範囲を定めておりますが、地方税法の改正により給与所得控除額及び公的年金等控除額が引き下げられ、基礎控除に振りかえられたことから、第1項第2号において障害者等の非課税要件に係る所得基準額を引き上げ、第2項は所得税法において控除対象配偶者の定義が変更されたことにより字句を改めるものです。

第34条の2及び第34条の6につきましては、それぞれ所得控除と調整控除についての規定でございますが、地方税法の改正において基礎控除及び調整控除の適用について所得基準を設けて段階的に低減、消滅する仕組みが創設されたことから、基礎控除所得2,400万円から段階的に縮小し、2,500万円を超える納税義務者には適用しないこととして字句を追加し、法の改正により字句を整理するものです。

第36条の2は、市民税の申告についての規定でございますが、法の改正による字句の整理と年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件を見直すもので、配偶者が源泉控除対象配偶者の場合には市民税の申告書の提出を不要とする規定を追加するものです。

第48条につきましては、法人の市民税の申告納付について規定してございますが、資本金の額または出資金の額が1億円を超える内国法人等に対し、申告書の電子情報処理組織による提出を義務化するため、第10項から第12項に規定を整備し、追加するものです。

第92条につきましては、条を繰り下げ第92条の2とし、新たに第92条として加熱式たばこを加えた製造たばこの区分の規定を追加するものです。

第93条の2につきましては、製造たばことみなす場合の規定でございますが、加熱式たばこの喫煙用具を使って加熱により蒸気となるグリセリン等を充填した物品は製造たばことみなし、区分を加熱式たばこと規定するため条を追加するものです。

第94条につきましては、たばこ税の課税標準を定めたものでございますが、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算する方式へと改めるものです。現行の方式では、加熱式たばこはパイプ式に分類されており、製品重量1グラムを紙巻きたばこの1本に換算しておりますが、加熱式たばこは重量が軽いため税負担が低く抑えられていることから、換算方法を改めるため字句の改正や削除に加え、新たな項を追加するなど改正後の同条第1項から第10項において所要の整備をするもので、本年10月1日より適用し、段階的に従来方式の割合を縮小させ、5年目で新方式に完全移行させるものです。

第95条につきましては、たばこ税の税率について定めたものでございますが、本年10月1日から4年間に亘って3段階で引き上げることとした1段階目の税率改正に係る規定です。

第96条につきましては、たばこ税の課税免除についての規定でございますが、引用する条が繰り下がったことにより字句を改めるものです。

第98条は、たばこ税の申告納付の手続を定めたものでございますが、第94条の改正で売り渡し等の文言を定義したことにより字句を改めるものです。

附則第5条につきましては、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等を定めてございますが、給与所得控除額及び公的年金等控除額が引き下げられ、基礎控除へ振りかえられたことにより非課税の所得基準を10万円引き上げるものです。

附則第10条の2は、固定資産税等の課税標準の特例に対する乗率を我がまち特例として定めてございますが、今般地域の中小企業による設備投資の促進に向けて施行された生産性向上特別措置法の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、償却資産に係る固定資産税を3年間軽減する特例措置が創設され、特例率をゼロ以上2分の1以下で市町村が条例で定めることとされました。本市は、当該設備投資への支援効果がより大きくなるよう固定資産税に係

る課税標準額をゼロとすることとし、第26項に規定を追加するものです。

附則第17条の2につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合に、長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の規定でございますが、租税特別措置法の改正により引用する条項を改めるものです。

附則第18条の16は、読みかえ規定でございますが、地方税法の改正により引用する条項を改めるものです。

次に、第2条関係による改正でございますが、13ページから14ページをご参照願います。第94条第3項につきましては、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、段階的移行の2年目の規定で乗率を変更するものです。

附則第10条の2は、固定資産税等の課税標準における我がまち特例の規定でございますが、地方税法の改正により参照する条項を改めるものです。

附則第18条の4及び附則第18条の5につきましては、それぞれ都市計画税に係る法附則第15条第43項及び同条第44項の条例で定める割合について規定してございますが、地方税法の附則第15条の改正に伴い字句を改めるものです。

附則第18条の16につきましては、読みかえ規定でございますが、条中に引用している地方税法の附則第15条の改正に伴い字句を改めるものです。

次に、第3条関係による改正でございますが、15ページをご参照願います。第94条第3項は、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について段階的移行の3年目の規定で、乗率の変更と参照する法の改正に伴い条項を改めるものです。

第95条は、たばこ税の税率を3段階で引き上げることとした2段階目の税率改正に係る規定でございます。

次に、第4条関係による改正でございますが、16ページをご参照願います。第3条関係による改正と同様、第94条第3項は加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、段階的移行の4

年目の規定で、乗率の変更と参照する法の改正に伴い条項を改めるものです。

第95条は、たばこ税の税率を3段階で引き上げることとした最終年の改正でございますが、現行税率との比較では国と地方を合わせ1本当たり3円の引き上げとなります。

次に、第5条関係による改正でございますが、17ページから18ページをご参照願います。第93条の2及び第94条の改正につきましては、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について新方式に完全に移行するもので、これにより参照条項の削除等所要の改正を行うものです。

次に、第6条関係は平成27年に改正いたしました改正条例の附則でございます。19ページから21ページをご参照願います。第6条は、市たばこ税に関する経過措置でございますが、第2項第3号で紙巻きたばこ3級品に係る特例税率の適用期限を延長し、平成31年9月30日までとし、第4項で参照する条項を改めるものです。第13項から第14項は、新税率の開始時期と手持品課税による税率の変更による改正です。

最後に、21ページから33ページをご参照願います。赤平市税条例等の一部を改正する条例の附則でございますが、第1条でこの条例は公布の日から施行するとしたものでありますが、第1号から第9号までの事項につきましてはそれぞれの施行期日を定めたものです。

第2条は、市民税に関する経過措置について規定したものです。

第3条は、市たばこ税に関する経過措置について規定したものです。

第4条は、平成30年10月1日におけるたばこ税の税率改正に伴う手持品課税に係る市たばこ税についての規定で、第5条及び第6条はこれらに係る経過措置を規定したものです。

第7条は、平成32年10月1日におけるたばこ税の税率改正に伴う手持品課税に係る市たばこ税についての規定で、第8条は市たばこ税に関する経過措置

を規定したものです。

第9条は、平成33年10月1日におけるたばこ税の税率改正に伴う手持品課税に係る市たばこ税についてを規定したものです。

第10条は、都市計画税に関する経過措置を規定したものです。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第333号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第6 議案第334号財産の取得についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君）〔登壇〕 議案第334号財産の取得につきまして、提案の趣旨をご説明いたします。

現在使用しております除雪ドーザは、除排雪が主な作業となっており、安全な冬道確保のため平成12年度に購入したものでありますが、老朽化による馬力の低下及び修理費用の増加が著しいことから今般更新するものであります。

新たに購入する除雪ドーザにつきましては、市内業者5社を指名し、7月12日に入札を執行したところでありますが、予定価格が2,000万円以上でありますことから、議会の議決を求めるものでございます。

議案334号財産の取得について。

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めますのでございます。

記といたしまして、1、取得財産、除雪ドーザ、

2、契約の方法、指名競争入札、3、契約金額、金2,138万4,000円、4、契約の相手方、赤平市共和町199番地、株式会社エーワン代表取締役社長、木村恒夫。

なお、仕様の概要につきましては別紙参考資料に記載しているところございまして、納期につきましては平成31年3月20日と定めたところであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第334号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第7 議案第340号平成29年度赤平市一般会計決算認定について、日程第8 議案第341号平成29年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定について、日程第9 議案第342号平成29年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第10 議案第343号平成29年度赤平市下水道事業特別会計決算認定について、日程第11 議案第344号平成29年度赤平市霊園特別会計決算認定について、日程第12 議案第345号平成29年度赤平市用地取得特別会計決算認定について、日程第13 議案第346号平成29年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第14 議案第347号平成29年度赤平市介護保険特別会計決算認定について、日程第15 議案第348号平成29年度赤平市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、日程第16 議案第349号平成29年度赤平市病院事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（尾堂裕之君）〔登壇〕 議案第340

号から第347号まで、各会計決算報告書にて提案の趣旨をご説明申し上げます。

初めに、平成29年度赤平市一般会計決算認定につきましてご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。当市においては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標が全て健全段階を維持する結果の中、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略に基づく人口減少対策に関する施策を最優先として推進するとともに、第5次赤平市総合計画に基づく産業振興、少子化対策、住環境整備の重点プロジェクトを中心とした地域振興に努めてまいりました。総合戦略としては、平成28年度からの継続事業に加え、宿泊施設立地調査、保育所の第2子の保育料無料化などの各施策を実施したほか、2カ年継続事業の統合中学校建設事業、繰り越し事業の炭鉱遺産公園ガイダンス施設建設事業を実施いたしました。また、第5次赤平市総合計画の重点プロジェクト事業として、産業振興では産業振興人財育成事業、農業後継者サポート事業、商店街振興対策事業などにより地元産業の振興や育成、強化及び消費拡大に努め、少子化対策では保育所保育料の50%軽減、社会教育、体育施設使用料の無料化などにより子育て費用の負担軽減に努めるとともに、住環境整備では福栄団地11号棟の駐車場整備、吉野第一団地ほか公営住宅、改良住宅等の除却、道路、公園整備のほか、あんしん住宅助成、民間賃貸住宅建設、リフォーム、家賃助成を行いました。

一般会計決算の主な状況につきましては、前年度と比較して統合中学校、炭鉱遺産公園ガイダンス施設建設事業及び平岸地域複合施設改修事業に伴い、歳入では国庫支出金が16億9,000万円で26.8%、市債が18億5,000万円で96.7%の増加となり、歳出では投資的経費が26億円で99.9%の増加となりました。また、歳入の繰入金はあかびらガンバレ応援基金やあかびら創生基金の活用によって5億8,000万円で136.5%の増加となりました。

結果、歳入総額109億6,447万8,539円、歳出総額106

億1,000万3,006円となり、差引額3億5,447万5,533円のうち1億7,800万円を減債基金に積み立て、1億7,647万5,533円を翌年度へ繰り越したところであり

ます。次に、議案第341号平成29年度赤平市国民健康保険特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

66ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。歳入につきましては前年度と比較して被保険者数及び保険給付費の減少などにより国民健康保険税が8.4%、退職被保険者数の減少等により療養給付費交付金が45.4%、前期高齢被保険者数の減少等により前期高齢者交付金が4.8%減少しておりますが、国庫支出金につきましては保険給付に係る算定が減少傾向となったものの、保険給付費以外の算定項目で増額となったことにより国庫支出金合計で14.6%の増加となりました。歳出につきましては、前年度と比較して国民健康保険事業財政調整基金への積立金の皆減、被保険者数の減少などにより保険給付費総額は0.7%、共同事業拠出金は5.7%の減少となりました。

結果、歳入総額18億2,832万6,177円、歳出総額17億7,646万637円となり、差引額5,186万5,540円のうち2,600万円を国民健康保険事業財政調整基金に積み立て、2,586万5,540円を翌年度に繰り越したところ

であります。次に、議案第342号平成29年度赤平市後期高齢者医療特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

72ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。歳入につきましては後期高齢者医療保険料が68.1%、一般会計繰入金が31.7%を占め、歳出につきましては後期高齢者医療広域連合納付金が95.4%を占めたところ

であります。結果、歳入総額2億3,335万6,530円、歳出総額2億3,210万8,052円となり、差引額124万8,478円は翌年度へ繰り越したところ

であります。次に、議案第343号平成29年度赤平市下水道事業特

別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

76ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。汚水管総延長は8万3,463.42メートル、雨水管は170.81メートルの布設を行い、雨水管総延長は1万1,401.62メートル、汚水整備率は認可面積に対して79.12%となったところです。また、下水道普及率は85.83%となり、4,309戸が水洗化し、水洗化率は79.27%となっております。

結果、歳入総額5億6,346万6,814円、歳出総額5億5,188万5,627円となり、差引額1,158万1,187円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第344号平成29年度赤平市霊園特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

90ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。赤平霊園及び赤平第二霊園と合わせて1,240区画を管理しており、平成29年度は赤平霊園1区画、赤平第二霊園9区画、合計10区画の貸し付けを行ったところであります。

結果、歳入総額472万2,477円、歳出総額430万942円となり、差引額42万1,535円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第345号平成29年度赤平市用地取得特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

95ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。平成9年度、10年度の2カ年で公共用地を先行取得し、平成8年度から12年度の5カ年で炭鉱跡地を取得しており、その際の起債の元利償還を行ったところであります。

結果、歳入総額4,531万9,502円、歳出総額4,531万8,644円となり、差引額858円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第346号平成29年度赤平市介護サービス事業特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

100ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。地域包括支援センターにおけるケアプラン作成件数は委託も含め1,037件と

なったところであります。

結果、歳入総額2,178万8,047円、歳出総額1,893万7,792円となり、差引額285万255円は翌年度へ繰り越したところであります。

次に、議案第347号平成29年度赤平市介護保険特別会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

104ページをお願いいたします。予算の執行とその結果の概要であります。介護保険給付事業は前年度と比較して要支援者の訪問介護、通所介護が地域支援事業の介護予防・生活支援サービスに移行したことから約1.9%の減少となり、第1号被保険者数は平成29年度末で4,744人、要介護、要支援認定者数は977人となりました。また、地域支援事業は介護予防・生活支援サービス事業として要支援者を対象に訪問型、通所型サービスを実施し、一般介護予防事業として機能向上プログラムや運動教室かえでなど各種教室、講演、講座、包括的支援事業として日常生活や介護に関する総合相談支援や虐待対応など権利擁護業務等を行ったところであります。

結果、歳入総額15億2,317万5,778円、歳出総額14億2,981万2,299円となり、差引額9,336万3,479円全額を介護給付費準備基金に積み立てたところであります。

次に、議案第348号平成29年度赤平市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定につきましてご説明申し上げます。

平成29年度赤平市水道事業会計決算書の8ページをお願いいたします。決算の概況、総括事項であります。主な建設改良事業として市街地、北文京町1丁目、日の出地区の配水管布設工事などを行いました。給水収益につきましては、人口減等の理由により前年度と比較すると減収となり、営業収益においても減収となりました。営業費用につきましては、修繕費や工事請負費などの増並びに職員の増員により増額となりました。

結果、前年度と比較して水道事業収益全体では540万7,120円の減、水道事業費用全体では1,766万8,379円の増となり、収益的収支は1,500万6,439円の純利

益となりました。

9ページをお願いいたします。平成29年度の決算状況ではありますが、収益的収入及び支出は収入3億3,101万838円、支出3億1,600万4,399円、差し引き1,500万6,439円の純利益となり、前年度繰越利益剰余金を加えて当年度未処分利益剰余金は7億5,540万5,505円となりました。

資本的収入及び支出は、収入1億3,527万5,126円、支出2億2,427万4,342円、差し引き8,899万9,216円の不足となり、この不足額につきましては過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

戻りまして、5ページをお願いいたします。剰余金の処分に関しましては、当年度未処分利益剰余金が7億5,540万5,505円となっており、平成29年度純利益1,500万6,439円のうち1,000万円を利益積立金に積み立て、処分後残高の繰越利益剰余金を7億4,540万5,505円とするものであります。

次に、議案第349号平成29年度赤平市病院事業会計決算認定につきましてご説明申し上げます。

平成29年度赤平市病院事業会計決算書の11ページをお願いいたします。事業報告書ではありますが、平成29年度はあかびら市立病院新改革プランの計画初年度として、医療、介護を取り巻く状況が大きく変化する中で必要なサービスを提供する体制を確保すべく、中空知圏域の回復期病床の不足解消に向け、病床機能の一部転換を実施するために検討準備を行うなど地域医療の充実に努めました。一方、医療スタッフ体制は常勤医師において研修医1名が退職となりましたが、一般病棟に関しましては患者数、収益費とも前年度を上回る結果となった反面、外来に関しましては人口減少や皮膚科の休診により前年度を下回る結果となりました。

医業収益は、前年度と比較して入院患者数全体ではほぼ横ばいで、入院収益は226万8,000円の増額となりましたが、一方外来患者数は6,899人の減少で、外来収益は2,094万円の減額となりました。医業費用は、前年度と比較して燃料費等の必要経費及び減価償却費、資産減耗費の増加などにより3,557万6,000

円の増額となりました。資本的事業では、前年度と比較して病棟建替事業の完了などにより支出において6,453万4,000円の減少となりましたが、本年度は主に給湯用プレート式熱交換ユニット設置工事、エントランス棟アスファルト防水工事などの施設整備を実施したほか、3次元眼底像撮影装置などの医療機器や医師及び患者送迎用車両を購入したところであります。

12ページをお願いいたします。次に、損益勘定についてですが、収益的収支は収益22億4,008万973円に対し、費用22億1,284万7,337円で差し引き2,723万3,636円の純利益となりました。

資本勘定についてですが、資本的収支は収入2億8,336万3,600円に対し、支出3億3,304万2,668円で4,967万9,068円の収支不足額が生じ、この不足額は過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、議案第340号から第349号まで一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第340号、第341号、第342号、第343号、第344号、第345号、第346号、第347号、第348号、第349号については、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案については、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委

員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、若山議員、伊藤議員、御家瀬議員、植村議員、竹村議員、五十嵐議員、木村議員、以上7名を指名いたします。

○議長（北市勲君） 日程第17 議案第350号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊島好孝君）〔登壇〕 議案第350号教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

現在赤平市教育委員会委員としてご活躍いただいております高澤司氏は、平成30年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、高澤司、生年月日は昭和44年7月4日、現住所は赤平市茂尻本町3丁目22番地でございます。

高澤司氏の経歴につきましては別紙参考資料のとおりでございますが、教育委員として適任と考えますので、ご同意賜りますようよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第350号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第350号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第350号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意されました。

○議長（北市勲君） 日程第18 報告第33号平成29年度赤平市一般会計継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。財政課長。

（「説明省略」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第33号については、報告済みといたします。

○議長（北市勲君） 日程第19 報告第34号平成29年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告について、日程第20 報告第35号平成29年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（尾堂裕之君）〔登壇〕 報告第34号平成29年度決算に基づく赤平市健全化判断比率の報告についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条

第1項の規定により、平成29年度決算に基づく赤平市健全化判断比率を監査委員の意見をつけて次のとおり報告させていただきます。

初めに、実質赤字比率につきましては、一般会計等におきまして繰上充用額等が生じていないことから、比率は発生しておりません。

次に、連結実質赤字比率につきましても平成22年度決算以降連結赤字額は発生しておらず、平成29年度決算においても比率は発生しておりません。

次に、実質公債費比率につきましては、公立病院特例債の償還終了の影響などから16.1%となり、前年度より1.5%の減少となっております。

次に、将来負担比率につきましては、統合中学校建設などの新規借り入れ地方債の増額などから129.8%となり、前年度より13.6%の増加となっております。

今後も財政4指標につきましては、引き続き財政健全化段階を維持するよう努めてまいります。

次に、報告第35号平成29年度決算に基づく赤平市資金不足比率の報告についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく赤平市資金不足比率を監査委員の意見をつけて次のとおりご報告させていただきます。

資金不足比率につきましては、経営努力や一般会計繰入金等によって水道事業会計、病院事業会計並びに下水道事業特別会計の3会計全てにおいて引き続き資金不足比率は発生しておりません。

以上、報告第34号及び第35号につきまして一括してご報告申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第34号、第35号については、報告済みといたします。

○議長（北市勲君） 日程第21 報告第36号専決処分報告について、日程第22 報告第37号専決処分報告についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（熊谷敦君）〔登壇〕 報告第36号及び報告第37号につきましてご説明申し上げます。

指定されております専決処分事項のうち、第2項の市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関することに基づき、市営住宅の滞納家賃の支払いの請求に関する訴えの提起及び裁判上の和解につきまして専決処分を行いましたことから、議会にご報告するものでございます。

それぞれ専決処分書でご説明申し上げます。

最初に、報告第36号でございますが、市営住宅の滞納家賃の支払いの請求に関する訴えの提起につきまして専決処分を行ったもので、訴えの件数は1件で、訴えの内容といたしましては、相手方が市営住宅の家賃39万9,500円を滞納しておりましたことから、夫婦2人を相手方として平成30年5月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後相手方が分割払いを希望するにいたしまして督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したもので、平成30年6月25日に専決処分したものでございます。

なお、平成30年6月25日に口頭弁論に出頭いたしました但、相手方が出頭せず、陳述したものとみなされた答弁書には請求原因事実を認める旨の記載があることから、当市に対し39万9,500円及びこれに対する平成30年5月27日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払い、訴訟費用は被告の負担とし、この判決は仮に執行することができるとして判決を言い渡されたところであります。

次に、報告第37号でございますが、市営住宅の滞納家賃の支払いの請求に関する裁判上の和解につきまして専決処分を行ったもので、件数は1件で、和解の内容といたしましては、相手方が市営住宅の家

賃13万7,500円を滞納しておりましたことから、平成30年5月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後相手方が分割払いを希望するといたしまして督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したもので、この間に新たに納期を経過した2カ月分の家賃2万5,000円を加える申し立てを行い、請求額を16万2,500円と改めた上で平成30年7月10日、口頭弁論に出頭いたしましたところ、平成30年8月から1万2,500円ずつ毎月末日に限り持参または送金して支払うことで裁判上の和解をしたもので、平成30年7月10日に専決処分をしたものでございます。

以上、報告第36号及び報告第37号につきまして一括してご説明申し上げます。よろしくご了承くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第36号、第37号については、報告済みといたします。

○議長（北市勲君） お諮りいたします。

委員会審査等のため、あす14日から17日までの4日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、あす14日から17日までの4日間休会することに決しました。

○議長（北市勲君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時35分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)